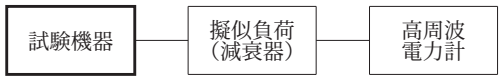
⑸　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を算出する。その限界点を周波数に変換して「下限周波数」とする。
⑹　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を算出する。その限界点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

5　試験結果の記載方法
占有周波数帯幅は、「上限周波数」と「下限周波数」の差として算出し、kHz単位で記載する。

6　その他
⑴　上下限周波数を算出する過程において、データのサンプル周波数間隔が粗く、算出された限界点が二つのデータの中間となるときは、その二つのデータ間の直線近似による補完を行い限界点を算出する。
⑵　試験機器が変調入力調整器を有するときは、それを最大利得に設定する。
⑶　3⑵の場合において、試験機器に内蔵されている機能で1、0を交互に繰り返す信号をＭＳＫ変調部へ入力することができるときは、パターン発生器の代わりに内蔵されている信号源を用いることができる。
⑷　3⑵の場合において、音声信号入力端子は、ＭＳＫ変調部から変調信号が入力される端子又はモニタできる端子とし、マーク（変調波周波数1.2kHz）及びスペース（変調波周波数1.8kHz）を交互に繰り返す変調信号のレベルを測定できる端子とする。
⑸　3⑵の場合において、次のいずれかに該当するときは、ＭＳＫ変調部の変調信号レベルは使用状態の値とすることができる。
ア　ＭＳＫ変調部が送信部と同一筐体に内蔵されており、Ａ２Ｄ変調として内蔵のＭＳＫ変調部以外の変調器を用いないとき。
イ　ＭＳＫ変調の変調度が70%以上のとき。
ウ　ＭＳＫ変調部の変調信号レベルを可変する機能を有しないとき。
⑹　3⑵の場合において、変調度が60%となる正弦波1kHzの信号源が内蔵されているときは、当該信号源を用いることができる。ただし、正弦波1kHzの変調入力信号レベルを測定可能であって、ＭＳＫ変調部からの変調信号入力時に切断状態にすることができるものに限る。

六　スプリアス発射又は不要発射の強度
別表第一の測定方法による。

七　空中線電力の偏差
1　測定系統図



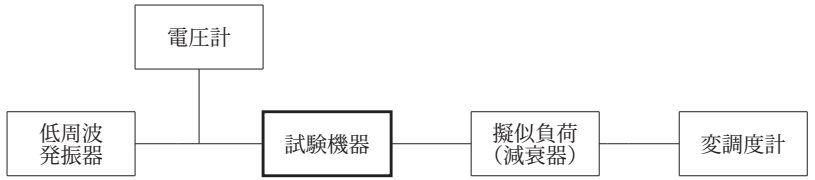

2　測定器の条件
⑴　高周波電力計は、熱電対又はサーミスタによる熱電変換型とする。
⑵　擬似負荷（減衰器）の減衰量は、高周波電力計に最適動作入力レベルを与えるものとする。

3　試験機器の状態
⑴　試験周波数に設定し、連続送信状態とする。
⑵　変調状態は、無変調状態とする。

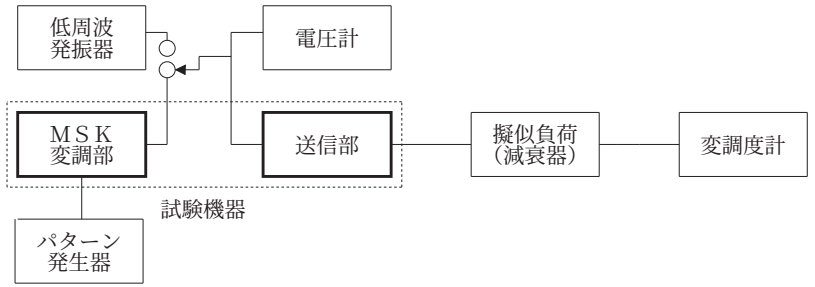
4　測定操作手順
⑴　高周波電力計の零点調整を行う。
⑵　試験機器を連続送信状態とする。
⑶　高周波電力計を用いて平均電力を測定する。

5　試験結果の記載方法
空中線電力の絶対値をW単位で、工事設計書に記載される空中線電力に対する偏差を%単位で＋又は－の符号をつけて記載する。

八　変調度
1　測定系統図
⑴　電波の型式がＡ３Ｅの場合




⑵　電波の型式がＡ２Ｄの場合




2　測定器の条件
変調入力測定用の電圧計は、平均値型又は実効値型を使用する。
⑴　電波の型式がＡ３Ｅの場合
低周波発振器が出力電圧設定機能を有するときは、変調入力測定用の電圧計を使用しない。
⑵　電波の型式がＡ２Ｄの場合
パターン発生器は、1、0を交互に繰り返す信号を、1,200bit／ｓ又は2,400bit／ｓで出力する。

3　試験機器の状態
⑴　電波の型式がＡ３Ｅの場合
ア　指定のチャネルに設定し、連続送信状態とする。
イ　変調入力は、正弦波1kHzとする。
ウ　変調入力の設定は、変調度計を用いて正弦波1kHzで変調し、変調度が60%となる変調入力信号レベルを求め、その変調入力信号レベルより10dB高い値とする。
⑵　電波の型式がＡ２Ｄの場合
ア　指定のチャネルに設定し、連続送信状態とする。
イ　パターン発生器から1、0を交互に繰り返す信号をＭＳＫ変調部へ入力する。
ウ　音声信号入力端子に、低周波発振器から正弦波1kHzを加えて変調し、変調度が60%となる正弦波1kHzの変調入力信号レベルを電圧計を用いて測定する。
エ　音声信号入力端子に、ＭＳＫ変調部からの変調信号を加える。ただし、変調入力信号レベルを、ウで測定した値より10dB高い値とする。

4　測定操作手順
3⑴ウ又は⑵エの変調入力条件の変調入力信号を試験機器に加え、変調度を測定する。

5　試験結果の記載方法
変調度は%単位で記載する。

6　その他
⑴　試験機器が変調入力調整器を有するときは、それを最大利得に設定する。